

## 2 2021 年度事業計画

2021 年度は、新型コロナウイルス感染症による影響が未だ世界的に収束しておらず、日本国内では関連する消費者被害も増加しています。そうした中、政治、経済、社会の状況も大きく変化しており、消費者運動が取り上げるべき問題もより幅広く、社会の急速なデジタル化における課題など、内容も高度になってきています。

コロナ禍によりくらしの在り方や働き方が一変し、対面での意見交換会など、これまで実施できていたことができなくなった反面、リモート・オンライン化が進行したことで、今まで参加できなかった地域の消費者とのつながり、連携が生まれるようになりました。

こうした新たな生活様式を踏まえ、2021 年度は、“**新たなつながりによる消費者運動づくり**”を重点とします。

主な活動分野としては、CI の提起する「消費者の 8 つの権利」のうち、「全国消団連・消費者運動ビジョン」（2003 年）で「その性格から消費者団体が中心となって問題を提起し、運動を展開する必要がある」と整理した、第 2～第 7 の権利に関する課題を中心に、情勢を踏まえながら学習活動・情報提供活動・政策提言・立法運動に取り組みます。

なお、学習活動については、Web を主体としつつ、全国消団連が学習会の主催、共催等を行う中で参加者を増やします。なお、学習活動について、全国消団連は上記の分野を中心に消費者教育（学習会）や広報啓発に取り組みますが、消費者団体の連絡会という組織の性質上、全国消団連学習会に参加した会員団体がその会員を対象に学習会を開催する、という形で消費者団体の活動が広がっていくことを目指します。

### 1. 消費者問題・消費者運動への社会的な理解促進と主体的な基盤整備

#### （1）消費者運動への幅広い理解・参加の獲得

消費者運動総体として、歴史の継承・後進の育成が課題となってきています。会員団体や他分野における取り組みの工夫に学ぶ企画を実施することや、インターンシップ受け入れ、学生賛助会員獲得に向けた働きかけなどを通じて、今後の多様な参加のあり方を追求します。とくに、大学での講師対応など、幅広い層への理解を広げる取り組みを進めます。

また、コロナ禍により Web 対応を進めている団体が増えていることから、地域の会員団体と Web での活動交流を行っていきます。

#### （2）新たな情報発信に向けた研究

若年層をはじめ消費者運動への幅広い参加を獲得する上でも、ホームページや機関紙「消費者ネットワーク」のほか、情報発信の多様化が必要です。2018 年秋にスタートした SNS（Facebook・Twitter）のタイムリーな更新を継続するほか、フォロワー数の増加を目指します。また、ハッシュタグデモなど、取り組みへの参加や賛同の呼びかけを行うツールとしての活用も検討していきます。2021 年度は、とくに若年層に向けた情報発信の在り方を検討、試行していきます。

#### （3）「NPO 法人消費者スマイル基金」への支援

消費者スマイル基金が 2017 年にスタートし、これまでに計 7 回の助成事業を実施することができましたが、運営基盤・財政基盤は十分とは言えません。引き続き本基金の事務局として、消費者運動への社会的な理解促進を進めるとともに、消費者団体の財政基盤づくりに寄与します。

## 2. 消費者が安全で安心できるくらしの確保

### (1) 消費者基本計画工程表見直しへの対応

2020年度から5か年計画として策定された第4期消費者基本計画は消費者政策推進の要であり、毎年度の工程表見直しに向けて、フォローアップと政策提言に取り組みます。

### (2) 地方消費者行政の強化

地方消費者行政プロジェクトで自治体消費者行政調査に取り組み、現状把握に努めます。そのうえで求められる施策などについて、シンポジウム等で社会に発信します。

### (3) 消費者契約法改正など消費者関連法の強化

預託法や特定商取引法の2021年改正に向け、議員要請や院内集会などに取り組みます。

デジタル・プラットフォーム企業をめぐる問題について、消費者庁検討会の報告を踏まえ、2021年の新法制定に向けて取り組みを進めるとともに、積み残されたCtoC型の取引などの課題を早期に検討するよう求めていきます。また、オンラインマーケットプレイス協議会との意見交換会などを進めます。

消費者裁判手続特例法の改正に向けて動向を注視するとともに、適格消費者団体の開催するバックアップ会議への参加や、政策提言を行います。

消費者契約法の2022年改正に向け、消費者庁検討会などでの意見表明を進めます。

成年年齢の引き下げが2022年に控える中、若年者の消費者被害が広がることのないよう、法整備や消費者教育などの施策の動向を注視し、消費者契約法の改正とあわせて実効性のある救済措置を求めます。また、若年層に向けた啓発・周知を、会員団体とも協力しながら進めていきます。

改正公益通報者保護法の指針策定に向けて注視していきます。

### (4) 食品安全・表示に関する対応

食品の安全に関わる課題や、食品添加物不使用表示に関するガイドラインの策定、ECサイトにおける食品表示、ゲノム編集技術を利用した食品の取り扱い（市場での表示やリスクコミュニケーションなど）、2022年に経過措置終わる原料原産地表示などの表示に関わる課題、健康食品や減塩などの健康に関わる課題、国連食料システムサミットなどの食品流通に関わる課題などについて、学習や政策提言を進めていきます。

### (5) 環境・エネルギー問題に関する対応

「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に関連してエネルギー基本計画の見直しに関する論議を注視し、適宜政策提言を行います。

エネルギー問題に関しては、審議会で検討されている再生可能エネルギー主力電源化の課題（非化石証書制度の見直し等）や容量市場制度見直しなどの論点について、動向を注視し政策提言を行います。LPガス料金透明化問題について学習を進め、業界への改善要請を行います。マイクロプラスチックや容器・包装など、環境に関する諸課題に対応します。

### (6) その他課題

デジタル庁設立に関する個人情報の一元化等の課題、個人情報保護法見直し、SDGs、単位価格表示（ユニットプライス）、公共料金、キャッシュレス、電気通信、固定電話・郵便・ブロードバンド等のユニバーサルサービス、災害と消費行動などの問題について、情勢に応じて対応を進めます。

### 3. 国内各団体や国際的な消費者運動との連携強化

#### (1) 会員団体との連携強化

消費者団体の有する資源は限られており、個々の団体で全ての分野に精通することは困難です。消費者団体全体として社会的影響力を発揮するため、全国消団連は引き続き、会員団体が一致できる主張の社会的「拡声器」としての役割を果たしていきます。また、Webシステムを活用して地域団体との連携を強めます。特に地方消費者行政などの地域課題について、地域団体との情報共有レベルを高めながら、課題解決に取り組みます。

#### (2) 専門家との連携

預託法・特定商取引法改正に向けて、法律専門家との連携を強化していきます。また、環境・エネルギー分野についても環境団体、新エネルギー研究分野の専門家と連携して学習や活動、政策提言を行います。

#### (3) 国際的な消費者運動との連携強化

引き続き、CIから発信される情報に学ぶ、取り組み要請に応えるなどして国際的な消費者運動との連携強化を図ります。G20 消費者政策国際会合を受けて設立された「徳島県持続可能な社会を目指した国際連携ネットワーク」に参加します。

また、コロナ禍における国際的に共通する消費者課題や、社会のデジタル化に伴って増加する国を超えた消費者問題などに対応するため、国際活動専門委員会の活動を活性化していきます。

#### (4) 他団体との連携強化

環境に関する問題や、成年年齢引き下げ問題などで活動している様々な団体と情報交換を行うなど連携強化を図るとともに、こうした方々に消費者運動・消費者団体の存在を知っていただくべくアピール強化を進めます。

#### (5) 専門委員会の取り組み（PL オンブズ会議、国際活動専門委員会）

PL オンブズ会議では、委員を増強し、PL法の改正も捉えた取り組みを進めていきます。また、国際活動専門委員会の活動を活性化していきます。

以上